

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2023年 1月23日(月)

今週のことば

G X 推進法

政府は、社会の脱炭素化を経済成長につなげるため経済構造の変革に取り組むGX(グリーントランスフォーメーション)の実現に向けた新法を通常国会で提出する方針。

◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

1/23(月) 友引 通常国会召集

24(火) 先負

25(水) 仏滅

26(木) 大安 文化財防火デー

27(金) 赤口

28(土) 先勝

29(日) 友引 大阪国際女子マラソン

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
1/16(月)	25,822 ▼298	127.97 △0.40
17(火)	26,139 △317	128.71 ▼0.74
18(水)	26,791 △652	130.24 ▼1.53
19(木)	26,405 ▼386	128.17 △2.07
20(金)	26,554 △149	128.87 ▼0.70

インボイス制度の負担軽減措置について

令和5年度税制改正大綱では、令和5年10月から開始されるインボイス制度の負担軽減措置として、①免税事業者がインボイス発行事業者になった場合に消費税の納税額を売上税額の2割とする措置、②中小事業者が行う税込1万円未満の課税仕入れは帳簿のみの保存で仕入税額控除を認める措置、③税込1万円未満の値引きや返品等は返還インボイスの交付義務を免除する措置が盛り込まれました。

◆ Q & A

Q. ①の2割特例の対象者などは？

A. 対象は免税事業者からインボイス発行事業者(課税事業者)になった方ですが、基準期間(前々年度)における課税売上が1千万円を超える場合などは対象外となります。また、適用は令和5年10月1日～8年9月30日を含む各課税期間となります。

Q. 2割特例の適用には事前の手続が必要？

A. 事前の届出などは不要で、申告時に適用するかどうかの選択が可能です。

Q. ②の少額特例の対象者などは？

A. 基準期間(前々年度)の課税売上1億円以下、又は特定期間(前年度の上半期)の課税売上5千万円以下の事業者が対象で、令和5年10月1日～11年9月30日の間に行う課税仕入れに適用します。

Q. 税込1万円を判定する取引単位は？

A. 少額特例は1商品ごとの金額ではなく、1回の取引の合計額により判定することになります。

Q. ③の少額返還インボイス免除の対象者などは？

A. すべての事業者が対象で、恒久的な措置となります。この措置は売り手が負担する振込手数料分を値引処理する場合も対象です。

■この記事の詳細は、情報BOX201503

嫡出推定制度等を見直した民法等の改正

昨年12月に民法(親子法制)等の改正が成立し、同月16日に公布されました(施行日は一部を除き、公布後1年6ヵ月以内に政令で定める日)。

この改正により嫡出推定制度等が見直され、①婚姻の解消等の日から300日以内に生まれた子でも、母が前夫以外の男性と再婚した後に生まれた子は再婚後の夫の子と推定する例外規定を設ける、②①の見直しに伴い、女性の再婚禁止期間(離婚後100日間)を廃止する、③夫のみに認められていた嫡出否認権を子及び母にも認める、④嫡出否認の訴えの出訴期間を3年(現行1年)に伸長する、などが行われます(原則、施行日以後に生まれる子や婚姻について適用)。

確定申告会場への入場には整理券が必要

令和4年分の所得税の確定申告が本年2月16日から始まりますが、期間中は全ての確定申告会場において入場できる時間を区切った「入場整理券」が必要です(会場・税務署によっては確定申告期間の前後も整理券が必要)。

入場整理券(1枚につき1名)は各会場で当日配付されますが、国税庁LINE公式アカウントを通じてオンライン事前発行も行われています。

なお、作成済の申告書を提出するなど、相談を必要としない方の場合、整理券の取得は不要です。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

インボイス制度の負担軽減措置に関する概要とQ&A

令和5年度税制改正大綱では、令和5年10月1日から実施される消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）について、インボイス発行事業者となる免税事業者に係る税負担軽減措置や、事業者の事務負担軽減措置が盛り込まれました。

◆小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例）

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の消費税の納税額を売上税額の2割とする3年間の税負担軽減措置を講じます。

Q. 具体的な適用対象者は？

A. 具体的には、*免税事業者がインボイス発行事業者の登録を受けて登録日から課税事業者となる者、*免税事業者が課税事業者選択届出書を提出した上で登録を受けてインボイス発行事業者となる者が対象となります。なお、基準期間（個人は前々年、法人は前々事業年度）における課税売上高が1千万円を超える場合などインボイス発行事業者の登録と関係なく事業者免税点制度の適用を受けないこととなる場合や、課税期間を1か月又は3か月に短縮する特例の適用を受ける場合は、2割特例の対象外となります。

Q. 適用できる期間は？

A. 令和5年10月1日～令和8年9月30日までの日の属する各課税期間となります。例えば、令和5年10月1日から登録を受ける場合、個人事業者は令和5年分（10～12月分のみ）～令和8年分の申告まで、法人（3月決算の場合）は令和6年3月決算分（10月～翌3月分のみ）～令和9年3月決算分までの申告が適用対象となります。

Q. 適用を受けるためには手続きが必要？

A. 適用に当たっては事前の届出は必要なく、消費税の確定申告書に2割特例の適用を受ける旨を付記することで適用を受けることができます。また、消費税の申告を行うたびに2割特例の適用を受けるかどうかの選択が可能です。ただし、申告する課税期間が2割特例の適用対象となるか否かの確認が必要となります。例えば、令和8年分の申告について、2年前（基準期間）の令和6年における課税売上高が1千万円を超える場合、2割特例は適用できません。

◆一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置（少額特例）

税込1万円未満の課税仕入れ（経費等）について、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除ができる6年間の事務負担軽減措置を講じます。

Q. 適用対象者は？

A. 基準期間（個人は前々年、法人は前々事業年度）における課税売上高が1億円以下又は特定期間（個人は前年1～6月、法人は前事業年度の開始の日以後6ヵ月）における課税売上高が5千万円以下※の事業者が対象となります。

※特定期間における5千万円の判定に当たり、課税売上高による判定に代えて給与支払額の合計額の判定によることはできません。

Q. 適用できる期間は？

A. 令和5年10月1日～令和11年9月30日までが適用期間となり、その間に行う課税仕入れが適用対象となります。そのため、令和11年10月1日以後に行う課税仕入れは課税期間の途中であっても、少額特例の適用はありません。

Q. 例えば、9,000円の商品と8,000円の商品を同時に購入した場合、少額特例の対象になる？

A. 少額特例の判定単位は、課税仕入れに係る1商品ごとの金額ではなく、一回の取引の合計額が税込1万円未満であるかどうかにより判定します。そのため、合計17,000円の取引となることから対象外です。

◆少額な返還インボイスの交付義務免除

税込1万円未満の返品・値引き・割戻しなどの売上げに係る対価の返還等について、返還インボイスの交付義務を免除する恒久的な事務負担軽減措置を講じます。

Q. 適用対象者は？

A. すべての事業者が適用対象となります。

Q. 売り手が負担する振込手数料も対象になる？

A. 売り手が負担する振込手数料相当額を売上値引きとして処理している場合には、返還インボイスの交付義務免除の対象となります。